

休園日における入園許可制度について

豊橋総合動植物公園では、人の声や泣き声に過敏、人ごみが辛い、など障害等により通常入園が困難な方を対象とした、休園日入園許可制度を設けています。

1. 対象者

様々な障害等が原因で、豊橋総合動植物公園の通常開園時に入園することが困難な方（通常入園が可能な方は本制度をご利用いただけません。）

2. 利用日時

- ・ 小学生以上：第2、第4月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）特別開園日を除く。
- ・ 未就学児：第3月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）特別開園日を除く。
- ・ 各日、午前10時から午後3時まで

3. 申請書について

制度のご利用に当たって必要な申請書類をお送りいたします。

ご希望の方は下記へご連絡ください。

豊橋総合動植物公園（中央管理事務所） 〒441-3147 愛知県豊橋市大岩町字大穴1-238 電話 0532-41-2186 Fax0532-41-8030 Email : doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp
--

4. 申請方法

(1) 申請書の提出

- ・ 休園日特別入園許可申請書（様式1）を提出してください。
- ・ 医療機関、教育機関、福祉関連機関等の意見書（様式2）を添付してください。（通常開園時の入園が困難な理由を記入してください）
- ・ 身分証明書（障害者手帳等）の写し（コピー）を添付してください
- ・ 申請書類は、持参、郵送、Fax、Emailで提出してください。
- ・ 申請内容について、後日確認させていただく場合があります。

(2) 許可証の発行

- ・ 許可証の発行には、申請書受領後 1～2 週間程度かかります。
- ・ 許可証は申請者あてに郵送します。
- ・ 許可証の有効期間は、発行後 1 年間です。
- ・ 申請の内容によっては、許可をしない場合があります。

5. 入園までの流れ

- ・ 入園希望日の前日までに、電話等にて入園申込をしてください。
- ・ 入園日当日は許可証をお持ちください
- ・ 自動車でお越しの場合、車は中央第2駐車場に駐車してください。(有料)
- ・ 中央門南の通用口から入園し、中央事務室にて入園受付をしてください。
- ・ 本人及び付き添いの方は入園無料です。

6. 注意事項

- ・ 利用者 1 名につき最低でも 1 名の付き添い者が必要です。なお、必要以上の付き添いをご遠慮ください。
- ・ レストラン、売店、遊園地エリア、植物園エリア、自然史博物館、動物ふれあい・えさやり体験は休業しています。その他、園内作業により利用できない施設があります。
- ・ 見学できない動物・獣舎があります。
- ・ 園内作業や工事等を行う場合がありますので、園内では施設管理者もしくは作業者の指示に従ってください。
- ・ 園内作業や動物の状況等により、実施できない場合があります。また、ご来園の際の利用者の体調等によっては、入園をお断りする場合があります。

7. 問い合わせ

豊橋総合動植物公園 (のんほいパーク)

〒441-3147 愛知県豊橋市大岩町字大穴 1-238

電話 0532-41-2186 Fax0532-41-8030

Email : doshokubutsu@city.toyohashi.lg.jp